

平成29年1月24日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 岡崎 誠



国民健康保険事業の運営について（答申）

平成29年1月19日付け発福保第1334号で諮問のありましたこと
について、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得
たので答申します。

答 申 書

(平成29年1月24日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

(概 況)

国民皆保険制度の基盤をなす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無職の世帯や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国は様々な制度改革を講じてきたが、制度が複雑さを極める一方、固有の地域事情に即したきめ細かい財政調整には限界があり、地域間の財政運営や住民負担に格差が生じている。

このような状況から平成30年度には国保の財政基盤の強化と財政責任の都道府県化を含む抜本的な制度改革が予定されており、持続可能な医療保険制度への転換が進められているところである。

鳥取市の国民健康保険事業は、徴収体制の強化により、低迷していた保険料収納率を向上させる対策を講じたことにより、安定的に保険料収入の確保が見込める状況となった。

また、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進しており、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点的に取り組んできた。

このような経営努力の結果、平成24年度以降、保険料率を引き上げることなく安定的な運営を堅持し、事業運営に必要な基金残高を確保するとともに、平成27年度と28年度に2年続けて保険料率の引き下げを実施するに至っている。

このような経過と現状を踏まえ、制度改革を目前に控えた平成29年度の鳥取市の国保事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

1 保険料の賦課限度額について

「平成 29 年度税制改正の大綱（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）」に基づき、平成 29 年度の国民健康保険料の賦課限度額は現行どおり据え置きとされる予定である。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおり据え置きとすることが適当である。

(賦課限度額)

平成 29 年度の賦課限度額を現行どおり据え置きとする。

- ・医療分（基礎賦課額） 54 万円
- ・後期高齢者支援分 19 万円
- ・介護納付金分 16 万円

※参考 賦課限度額の推移

医療分（基礎賦課額）

(単位：千円)

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
国	基準	510	510	510	510	520	540
鳥取市	実績	510	510	510	510	520	540
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

後期高齢者支援金分

(単位：千円)

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
国	基準	140	140	140	160	170	190
鳥取市	実績	140	140	140	160	170	190
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

介護納付金分

(単位：千円)

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
国	基準	120	120	120	140	160	160
鳥取市	実績	120	120	120	140	160	160
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

2 保険料率について

平成29年度の鳥取市の国民健康保険事業は、被保険者の減少により保険給付費の支出総額は抑制される見込みであるものの、同時に保険料収入の減収による財源不足が懸念されるどころ、前期高齢者交付金の過年分の精算による増収が見込まれることや、保険料の収納率の向上、医療費適正化などのさらなる経営努力によって、保険料率の引き上げを行うことなく、事業費の支出総額を賄うための歳入が確保できる試算が示された。

この結果をもとに、平成29年度の保険料率について検討した結果、料率の引下げに資する程の単年度収支黒字が見込めないことや、平成30年度に国保運営の都道府県化を控えており、30年度以降の保険料水準の見通しが立たないことなどから総合的に判断し、諮問どおり保険料率を据え置きとすることが適当であるという結論に達した。

(保険料率)

平成29年度の保険料率は現行どおり据え置きとする。

医療分（基礎賦課額）

現行どおり			
所得割	資産割	均等割	平等割
7.1%	16.0%	22,000円	23,000円

後期高齢者支援金分

現行どおり			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.6%	4.40%	8,400円	6,200円

介護納付金分

現行どおり			
所得割	資産割	均等割	平等割
2.3%	4.80%	9,000円	6,000円

当協議会の意見として

平成29年度の鳥取市国民健康保険費特別会計は、堅調な財政運営により保険料の引き上げを検討する状況にないことは、当協議会としても望ましい状況であるが、国保加入者の多くを占める年金生活者や低所得者にとっては、保険料負担感が大きく、料率引き下げを望む意見もあることを踏まえ、保険者としてのさらなる努力を求めるものである。

とりわけ、平成30年度に予定されている財政責任主体の都道府県への移行に当たっては、保険料負担水準が可能な限り低くなるような制度設計に取り組みとともに、広域化のメリットを十分に活かし、被保険者にとって有意義なものとなることを期待する。

当協議会は、国保の制度改革に向けて、今後の財政の健全化及び被保険者のさらなる負担軽減のため、次の点について意見を申し述べる。

- 1 運営主体の都道府県化の協議に際しては、被保険者の保険料負担の軽減と地域間格差の平準化の両立につながる制度設計となるよう努めること。
- 2 地方単独事業に係る国庫負担金の減額措置（ペナルティ）の影響額については、県に納付する納付金に上乗せされないよう県の応分の負担を要望すること。
- 3 広域化のメリットを活かして、事務の効率化や県と市町村の財政負担の調整、県内サービス基準の統一化などに取り組み、被保険者へのサービス向上に努めること。
- 4 被保険者に不公平感が生じないように収納率向上対策に引き続き努めるとともに、徴収にあたっては生活状況に十分配慮しつつ行うこと。